

教育課程（博士課程後期）

1 授業の履修要領

（1）修了要件

博士課程後期（看護学専攻及び理学療法学・作業療法学専攻）を修了するには、次の要件が必要。

- ① 在学期間が3年以上あること。
- ② 履修基準に基づく所定の授業科目について10単位以上を修得すること。
- ③ 必要な研究指導を受けた上、博士論文を所定の期日までに提出し、その審査及び最終試験に合格すること。
- ④ 博士論文の提出は、下記の2つの要件のうち、いずれかを満たすものとする。
 - ア 博士論文審査を申請しようとする論文が刊行されている場合
 - i 審査申請者（以下「申請者」）を筆頭著者とし、査読制度のある日本学会議学術研究団体の刊行する学術誌、またはインパクトファクターを有する学術誌に掲載、あるいはアクセプトされた原著論文であること。
 - ii 当該原著論文の別刷の提出をもって、審査申請論文（以下「申請論文」）とする。なお、別刷を提出できない場合は、当該学術誌の編集委員会等が発行する掲載証明書等を添付した投稿論文のコピーを提出する。
 - iii 申請論文が共著の場合は、審査申請時に全共著者からの承諾書兼誓約書を提出する。
 - イ ア以外の場合
 - i 未発表の申請論文に加えて、申請者を筆頭著者とし、全国誌レベルの学術誌に掲載、あるいはアクセプトされた論文1篇を参考論文として提出する。
 - ii 参考論文は、申請論文に合わせて別刷を提出する。別刷を提出できない場合は、学術誌の編集委員会等が発行する掲載証明書等を添付した投稿論文のコピーを提出する。

（2）早期修了要件

博士課程後期に1年6カ月以上在学し、次の要件を満たす場合には、早期に博士論文を提出することができる。

- ① 主論文に関連した学位論文審査願提出時から過去5年以内の英文の参考論文がレフリー付き国際誌レベルの関連雑誌に掲載済、もしくは掲載予定のものが2篇以上あること。
（申請院生が第1著者である論文とする。）
- ② 10単位以上の単位を既に修得していること。

（3）指導教員

- ① 指導教員は、博士論文の作成指導を行うほか、履修科目の指導・アドバイス、その他教育研究についての相談を行う。
- ② 入学後に提出する「研究指導計画書」に基づいて、学生一人ひとりに、研究しようとする領域に応じた指導教員がつく。

（4）科目履修

教育課程表に基づき、専門領域ごとの授業科目について、必要な単位を修得すること。

- ① 講義（特講）2単位以上（指導教員の特講及び他の教員の特講又は他の領域の特講）
- ② 演習（特講演習）4単位以上
- ③ 特別研究4単位以上
- ④ 履修しようとする授業科目については、「授業科目履修届」の提出が必要となる。
- ⑤ 授業科目履修届は、次の期日までに学務課大学院係に提出すること。
 - ア 前期履修科目 4月第4金曜日まで
 - イ 後期履修科目 10月第2金曜日まで

(5) 学位論文・最終試験

学位論文の作成に関しては、別冊「論文作成の手引き」に詳細が記載されています。

① 研究計画書

提出期日：別冊「論文作成の手引き」参照

② 学位論文

提出期日：別冊「論文作成の手引き」参照

③ 論文審査・最終試験

学位論文提出後、論文審査を行う。

(審査委員決定後4週間以内)

論文審査時に、その論文を中心とする口答又は筆答による最終試験を行う。

論文審査及び最終試験に合格した者は、教育課程を修了する。

(6) 学位の授与

① 看護学専攻

教育課程の修了が認められた者に、博士(看護学)の学位が授与される。

② 理学療法学及び作業療法学専攻

教育課程の修了が認められた者に、博士(理学療法学)又は博士(作業療法学)の学位が授与される。

(7) 留学の取扱い

① 国内留学

ア 本学大学院保健医療学研究科と同等以上と認められる国内の大学・研究機関において、学生が課程履修上必要な研究に従事する場合、当該研究期間は本学の在学期間として取り扱うものとする。ただし、留学期間は、原則として1年以内とする。

イ 国内留学をしようとする学生は、主任指導教員を経て国内留学願を学長に提出する。

ウ 国内留学は、保健医療学研究科委員会の議を経て学長が許可する。必要がある場合は、主任指導教員に保健医療学研究科委員会において所用事項の説明を求める。

エ 国内留学を修了した学生は、帰学後速やかに国内留学修了届に留学中に得た成果についての報告書(4,000字以内)を添付し、主任指導教員及び保健医療学研究科長を経て学長に提出する。

② 外国留学

ア 本学大学院保健医療学研究科と同等以上と認められる外国の適当な大学・研究機関において、自らの研究テーマに関連する純粋な研究(単なる修練、視察等を除く。)に従事する場合、当該研究期間は本学の在学期間として取り扱うものとする。ただし、留学期間は、原則として1年以内とする。

イ 外国留学をしようとする学生は、主任指導教員を経て外国留学願を学長に提出する。

ウ 外国留学は、保健医療学研究科委員会の議(主任指導教員は必要な事項について説明する。)を経て学長が許可する。

エ 外国留学を修了した学生は、帰国後速やかに外国留学修了届に留学中に得た成果についての報告書(4,000字以内)を添付し、主任指導教員及び保健医療学研究科長を経て学長に提出する。

2 授業科目及び履修基準

(1) 看護学専攻

○専門科目

授業科目	開講時期	単位数
基礎看護科学特講	1 学年前期	2 単位
基礎看護科学特講演習	1 学年後期	4 単位
感染看護学特講	1 学年前期	2 単位
感染看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
女性健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
女性健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
小児健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
小児健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
成人健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
成人健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
老年健康看護学特講	1 学年前期	2 単位
老年健康看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
精神看護学特講	1 学年前期	2 単位
精神看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
地域看護学特講	1 学年前期	2 単位
地域看護学特講演習	1 学年後期	4 単位
臨床内科学特講	1 学年前期	2 単位
臨床内科学特講演習	1 学年後期	4 単位

(2) 理学療法学・作業療法学専攻

○専門科目

授業科目	開講時期	単位数
神経・発達障害理学療法学特講	1 学年前期	2 単位
神経・発達障害理学療法学特講演習	1 学年後期	4 単位
感覚統合障害学特講	1 学年前期	2 単位
感覚統合障害学特講演習	1 学年後期	4 単位
生体工学・スポーツ整形外科学特講	1 学年前期	2 単位
生体工学・スポーツ整形外科学特講演習	1 学年後期	4 単位
中枢神経機能障害学特講	1 学年前期	2 単位
中枢神経機能障害学特講演習	1 学年後期	4 単位
スポーツ理学療法学特講	1 学年前期	2 単位
スポーツ理学療法学特講演習	1 学年後期	4 単位
活動能力障害学特講	1 学年前期	2 単位
活動能力障害学特講演習	1 学年後期	4 単位
臨床精神・脳機能学特講	1 学年前期	2 単位
臨床精神・脳機能学特講演習	1 学年後期	4 単位
精神障害リハビリテーション学特講	1 学年前期	2 単位
精神障害リハビリテーション学特講演習	1 学年後期	4 単位
高齢者・地域健康科学特講	1 学年前期	2 単位
高齢者・地域健康科学特講演習	1 学年後期	4 単位
神経・認知機能治療学特講	1 学年前期	2 単位
神経・認知機能治療学特講演習	1 学年後期	4 単位
筋機能制御学特講	1 学年前期	2 単位
筋機能制御学特講演習	1 学年後期	4 単位

授業科目	開講時期	単位数
臨床外科学特講	1 学年前期	2 単位
臨床外科学特講演習	1 学年後期	4 単位
看護学特別研究	通年	4 単位

○自由選択科目

保健医療教育学特論	全学年前期	2 単位
-----------	-------	------

○履修基準

区分	授業科目	単位
必修	看護学特別研究	4 単位
選択	主要専攻領域の科目	6 単位
合計		10 単位以上

看護学特別研究では、指導教員の研究指導を受け、研究課題を設定し、博士論文を作成するための研究を推進する。

授業科目	開講時期	単位数
生体機能評価学特講	1 学年前期	2 単位
生体機能評価学特講演習	1 学年後期	4 単位
生体システム解剖学特講	1 学年前期	2 単位
生体システム解剖学特講演習	1 学年後期	4 単位
理学療法学・作業療法学特別研究	通年	4 単位

○自由選択科目

リハビリテーション教育学特論	全学年後期	2 単位
保健医療教育学特論	全学年前期	2 単位

○履修基準

区分	授業科目	単位
必修	理学療法学・作業療法学特別研究	4 単位
選択	主要専攻領域の科目	6 単位
合計		10 単位以上

理学療法学・作業療法学特別研究では、専門領域科目の中から研究課題を選択し、指導教員の研究指導のもとに、博士論文を作成するための研究を推進する。

※博士課程前期にて「保健医療教育学特論」を履修し単位認定を受けた者は、博士課程後期において「保健医療教育学特論」を履修し、単位認定を受けることは出来ない。